3　交通の規制及び緊急輸送の支援

⑴　都道府県警察は、被害の状況及び緊急度を考慮して、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとする。

⑵　都道府県警察は、国等から派遣される専門家、原災法第２条第５号の緊急事態応急対策を行うための装備資機材及び人員の現地への輸送に関する支援を行うよう努めるものとする。

4　犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持

⑴　都道府県警察は、原災法第15条第２項第１号の緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の区域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保に努めるものとする。

⑵　都道府県警察は、市町村長等が警戒区域、避難指示区域等を設定したときは、関係機関とともに、当該勧告、指示等の実効を挙げるために必要な措置をとるものとする。また、避難住民等の警戒区域への一時立入りが行われるときは、関係機関と連携して、その安全な実施に必要な支援を行うものとする。

⑶　都道府県警察は、原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、市町村長等が引き続き警戒区域、避難指示区域等を設定したときは、⑴及び⑵の規定に準じ、引き続き必要な措置をとるものとする。

5　警察職員の被ばく対策

都道府県警察は、警察職員の放射線被ばくを防止するため、国が定める緊急時の防災業務関係者の放射線防護に係る基準に基づく措置を講ずるものとする。そのため、放射性粉じん用防護服、放射性粉じん用防護マスクその他の防護用機材を有効に活用するとともに、個々の職員の被ばく線量を確実に測定し、それを適切に管理するものとする。また、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第６章　危険物等災害対策

第１節　国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第１　災害に備えての措置

1　関係機関との連絡体制の確立

国家公安委員会及び警察庁は、危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生、石油コンビナート等特別防災区域における危険物等の流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生等の危険物等災害に対する対策に関し、平素から消防庁、経済産業省、厚生労働省等の関係機関と緊密な連絡体制を確立するものとする。

また、警察庁は、都道府県警察の行う危険物等災害対策に関し指導調整を行うものとする。

2　危険物等災害警備用装備資機材の整備充実

国家公安委員会及び警察庁は、都道府県警察における以下の危険物等災害警備用資機材の整備充実を図るものとする。

ア　生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等防護用機材

イ　ガス等測定器、送排風機等救出救助用機材

3　火薬類取締法等の法令に定める権限の行使

国家公安委員会は、危険物等災害防止のため、火薬類取締法等の法令に定める権限を適切に行使するものとする。

第２　災害発生時における措置

1　情報の受理・連絡

警察庁は、危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省、厚生労働省）から、危険物等による大規模な事故が発生した旨の連絡を受けた場合においては、直ちに関係都道府県警察へ連絡するとともに、被害規模に関する概括的な情報等を官邸（内閣官房）及び危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省、厚生労働省）に連絡するものとする。

2　警察庁の警備体制

長官は、危険物等災害が発生し、国に非常災害対策本部が設置された場合その他必要な場合においては、次長を長とする対策本部を設置するものとする。

ただし、被害の規模、被害拡大の見通し等を勘案して、必要に応じ、警備局長を長とする対策本部又は警備課長を長とする警備連絡室の設置をもってこれに代えることができるものとする。

第２節　地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第１　災害に備えての措置

1　関係機関との相互連携

都道府県警察は、地方公共団体、消防機関、危険物等の管理者等の関係機関と相互に連携し、危険物等災害に備えた諸対策に当たるものとする。

2　危険物等関係施設の実態把握

都道府県警察は、危険物等災害の発生に備え、平素から危険物等の貯蔵・取扱事業所、高圧ガスの貯蔵・取扱事業所、石油コンビナート等特別防災区域内における危険物等の取扱事業所等の実態把握に努めるものとする。

3　連絡体制の整備

都道府県警察は、危険物等関係施設において、危険物等災害が発生した場合に備え、事業者等との連絡体制の整備を図るものとする。

4　危険物等災害警備用装備資機材の整備充実

都道府県警察は、危険物等災害に備え、以下の装備資機材の整備充実に努めるものとする。

ア　生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等防護用機材

イ　ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等救出救助用機材

5　避難場所等の周知徹底

石油コンビナート等危険物等関係施設の所在地を管轄する都道府県警察は、平素の警察活動を通じて、地域住民等に対して、危険物等災害が発生した場合の避難場所、避難路及び避難時の留意事項について周知徹底を図るものとする。

6　火薬類取締法等の法令に定める権限の行使

都道府県公安委員会及び都道府県警察は、危険物等災害防止のため、火薬類取締法等の法令に定める権限を適切に行使するものとする。

7　防災訓練の実施

都道府県警察は、地方公共団体、消防機関、危険物等の事業者等と相互に連携し、大規模な危険物等災害を想定した実践的な訓練を随時実施するものとする。

また、危険物等災害警備用装備資機材の操作訓練、生化学防護服等の着脱訓練等も随時行うものとする。

第２　災害発生時における措置

1　情報の収集

都道府県警察は、大規模な危険物等災害が発生した場合においては、警察用航空機等を活用し、直ちに被害状況等についての情報収集を行うものとする。

また、情報の収集に当たっては、消防機関、危険物等の事業者等と緊密な連携をとり、安全かつ的確な警察活動に資するため、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集に努めるものとする。

2　救出救助活動

都道府県警察は、危険物等災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出動させ、従業員等被災者の救出救助、避難誘導を行い、被害の拡大防止に努めるものとする。

また、救出救助活動等に当たっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を有効に活用して、被災者及び警察職員の安全確保に努めるものとする。